

様式第3号（第8条関係）

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8年 2月 24日

福島県南会津建設事務所長 伏見 聡

工事（委託業務）番号	第25-41360-0241号
工事（委託業務）名	道路環境調査業務委託（道整・補助）
質 問 事 項	
<p>1. 令和8年3月から適用される新年度単価が公表されましたが、本業務は契約後に単価変更を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 専門家への謝金については、発注者側からの支払いということで、本委託業務には含まれていないという認識ということでよろしいでしょうか。</p> <p>3. 旅費交通費の率ですが、計画準備から往復旅行時間の直接人件費までのすべての直接人件費を対象とするという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>4. 宿泊費、宿泊手当については、当初設計金額には計上せず、変更契約となるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>5. 令和8年2月17日付けで、設計業務委託等技術者単価が令和8年度版として改訂・引き上げられましたが、本業務で採用している設計業務委託等技術者単価については、旧単価の令和7年度技術者単価を適用されているものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6. 本業務において、冬期割増補正、日当（全体割増を含む）・往復交通費（ライトバン運転）、高速料金等については、宿泊費や食卓料・滞在費と同じく現状一切計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。 また、本業務を進めていく中でこれらの費用が必要となる場合には、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。</p> <p>7. 本業務において、関係機関打合せ協議の実施や協議への同席等は特段無いものと想定してよろしいでしょうか。また、業務を進めていく中で関係機関打合せ協議への対応が必要となった場合、別途協議の上で、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。</p> <p>8. 技術提案書の作成に当たって、当該事業に関連した過年度成果品について、事前に成果品の閲覧は可能でしょうか。また、閲覧可能である場合は、その手法についてもご教示願います。（例：事務所での現場閲覧、又はデータ貸与、若しくは電子閲覧システム等での閲覧）</p>	

9. 総括情報表 施工第 0-0012 号表の「専門家ヒアリング」において、対面ヒアリングを想定されておりますが、専門家ヒアリングに関する旅費交通費（例：新幹線等の鉄道運賃等）が設計書に記載されておられません。専門家ヒアリング時に必要となる旅費交通費は、現状計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。また、計上されていない場合は別途協議の上で設計変更の対象としていただけますでしょうか。
- 1 0. 本業務において「中間技術審査」の実施が必要となる場合には、別途設計変更の対象としていただけますでしょうか。
- 1 1. 設計書には総括情報表 施工第 0-0012 号表「専門家ヒアリング」が計上されておりますが、当該設計書に「報償費」等の計上がございません。現時点において「報償費」は計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。  
また、計上されていない場合、本業務を進めていく中で「報償費」を計上する必要がある場合、別途協議の上で設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
- 1 2. 金抜き設計書の旅費交通費「往復旅行時間に係る直接人件費（施工第 0-0013 号表 ～ 施工第 0-0017 号表）」にて計上されている下記項目の直接人件費については、全て旅費交通費、電子成果物作成費、その他原価の計算対象額であるものと考えてよろしいでしょうか。  
「往復旅行時間の直接人件費（定点調査：3 日／月、4～8 月）」  
「往復旅行時間の直接人件費（営巣地調査：16 箇所）」  
「往復旅行時間の直接人件費（打合せ：4 回）」  
「往復旅行時間の直接人件費（専門家現地視察立会）」  
「往復旅行時間の直接人件費（専門家ヒアリング）」
- 1 3. 旅費交通費の算出について  
本業務の総括情報表にて、旅費交通費区分を「滞在率計上（X6:調査計画）」と記載されています。  
本業務で計上されている旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）に記載がある「旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）」における【調査、計画業務】の算定式を用いて、直接人件費の合計金額より求めていると考えてよいでしょうか。
- 1 4. 高速道料金の考え方について  
本業務の設計書において、高速道料金の記載が見受けられません。高速道料金は旅費交通費に含まれるとして非計上していると考えてよいでしょうか。
- 1 5. 率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算等について  
本業務の設計書には、宿泊料・食卓料に関する積算に関する記載が見受けられません。  
設計業務等標準積算基準（参考資料）における記載では、「旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）」の計算では、「旅費の率を用いた積算」と「率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算」の和とする記載があります。  
本業務では、「率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算」は含まれていないのでしょうか。

- 1 6. 旅費交通費の率を用いた積算をする直接人件費について  
本業務の設計書では、【往復旅行時間の直接人件費】が計上されています。  
旅費交通費の率を用いた積算をするための直接人件費には、この人件費も含めた直接人件費が用いられているのでしょうか。
- 1 7. 電子成果品作成費、その他原価を算出する直接人件費について  
上記した1 6と同様に、電子成果品作成費、その他原価においても、【往復旅行時間の直接人件費】は、直接人件費に合計されて算出に用いられているのでしょうか。

#### 回 答 事 項

1. 今後、「設計業務委託等技術者単価等に係る特例措置」に関する通知文が発出された場合には、変更協議の対象とします。
2. ご認識のとおりです。
3. ご認識のとおりです。
4. 特記仕様書第1 0条4のとおりです。
5. ご認識のとおりです。
6. 冬設割増補正については、設計業務等標準積算基準に則り「冬期割増の対象外」となるため、設計変更の対象外とします。  
日当（全体割増を含む）については、令和7年10月1日の改正に伴い、設計変更の対象外とします。  
往復交通費（ライトバン運転）及び高速料金については、旅費交通費の率に含まれるため、設計変更の対象外とします。
7. 現状、関係機関打合せ等への同席は想定しておりません。また、業務を進めていく中で必要となった場合には、設計変更の対象とします。
8. 成果品の閲覧については、公平性が保たれないことから、閲覧することはできません。
9. 専門家ヒアリングの旅費交通費については、旅費交通費率に含まれるため、設計変更の対象外とします。
- 1 0. 必要と認められる場合には、協議の対象とします。
- 1 1. ご認識のとおりです。また、業務を進めていく中で必要となった場合には、設計変更の対象とします。
- 1 2. ご認識のとおりです。
- 1 3. ご認識のとおりです。

1 4. ご認識のとおりです。

1 5. 宿泊料・食卓料については、計上しておりません。

1 6. 旅費交通費の率の対象額としております。

1 7. 電子成果品作成費、その他原価の率の対象額としております。